

平成31年第3回

# 甲佐町議会 3月臨時会会議録

平成31年3月28日

熊本県甲佐町議会

平成31年第3回甲佐町議会（臨時会）目次

○3月28日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 議案第26号 工事請負契約の変更について	4
日程第5 議案第27号 工事請負契約の変更について	6
閉会	10

3月28日（木曜日）

平成31年第3回甲佐町議会（臨時会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 平成31年3月28日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 3月28日 午後3時00分 議長宣告

1. 閉会 3月28日 午後3時26分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

5番 森田精子

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 古閑敦	総務課長 西坂直
企画課長 一圓秋男	地域振興課長 北畑公孝
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 井上幸介
住民生活課長 奥村伸二	総合保健福祉センター所長 井上美穂
福祉課長 北野太	農政課長 岡本幹春
建設課長 志戸岡弘	環境衛生課長 橋本良一
会計課長 古閑敦	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 荒田慎一
社会教育課長 吉岡英二	

1. 開会 3月28日 午後3時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

6番 佐野安春 7番 荒田博

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 議案第26号 工事請負契約の変更について

日程第5 議案第27号 工事請負契約の変更について

## 1. 議事の経過

開議 午後3時00分

---

**○議長（宮川安明君）** こんにちは。

皆様にお知らせをします。5番議員の森田精子議員から、本日の会議の欠席届が出ております。よって、ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しますので、これより平成31年第3回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

**○議長（宮川安明君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番、佐野安春議員、7番、荒田博議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

**○議長（宮川安明君）** 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（宮川安明君）** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

議案第26号、工事請負契約の変更について、議案第27号、工事請負契約の変更について、以上2件を上程いたします。

---

### 日程第3 町長の提案理由の説明について

**○議長（宮川安明君）** 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 皆さん、こんにちは。

本日は、年度末の大変お忙しいところ、平成31年第3回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、ご多用の中にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

では、早速ではありますけれども、提案をいたしております各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今臨時会にご提案をいたしております案件は、工事請負契約の変更案件2件で、いずれも、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会のご議決をお願いするものであります。

議案第26号では、芝原地区液状化対策工事について、議案第27号では、安津橋総合運動公園——これは仮称であります、サッカーエリア人工芝整備工事についてであります。

提案をいたしております議案は以上でございますけれども、審議の節は担当課長に説明をいたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（宮川安明君）** 以上で、奥名町長の提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第4 議案第26号 工事請負契約の変更について

**○議長（宮川安明君）** 日程第4、議案第26号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。

議案第26号、工事請負契約の変更について。平成29年第2回臨時会において議決された芝原地区液状化対策工事のうち、契約金額1億1,016万円を1億1,140万6,880円に変更するものでございます。

平成31年3月28日提出、町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成29年第2回の臨時議会において、軽微な変更については町長の専決により実施をさせていただき、工事が竣工する前までに契約変更の締結について議会へご提案させていただくということでご了解をいただいておりますが、今回の工事につきましては、まだ竣工はしておりませんが、平成29年分の国の交付金の残額約62万円の未契約分の予算を執行する必要がありますので、今回締結を行い、事故繰越として処理する必要がありますので、今回に限りお願いするものでございます。

それでは、次のページをごらんください。

説明資料1に仮契約書の写しを添付しております。

次のページに、説明資料2とA3の説明資料3においてご説明したいと思います。

本工事の当初契約額が税込みの1億1,016万円です。今回の設計変更にて、変更契約額は税込みの1億1,140万6,880円となり、124万6,880円の増額となっております。

設計変更の内容についてご説明いたします。

一つ目は、仮復旧工の変更です。舗装版切断を1,254メートルから1,680メートルに変更し、変更金額は32万4,000円の増額となります。理由といたしましては、管路埋設のため掘削を行ったところ、地下水により一部掘削面が崩壊したため、舗装版切断をして復旧を行うため、変更をしております。

二つ目は、試掘工の追加でございます。試掘工9カ所を追加し、変更金額は80万円の増額となります。理由といたしまして、土質・地下水の状況を確認するため試掘工を追加しております。図面右下の標準図で、幅が1メートル、長さが3メートル、深さ3メートル

の試掘を行っております。

三つ目は、構造物取壊工の変更です。舗装版切断を12メートルから172メートルに変更し、変更金額は12万2,000円の増額となります。理由といたしましては、当初、側溝工と舗装工を同時進行で施工する計画でありましたが、側溝を先行して施工する必要が生じたため、舗装版切断の延長を増加しております。

四つ目につきましては、工期の変更でございます。現行工期が平成29年12月28日から平成31年3月25日を、平成31年10月31日まで変更となります。理由といたしましては、工事に対しての地元との調整、それとまた地下水の状況を見て仮設工法などの検討を行う必要があることから、工期を延長することとしております。

内容については以上でございます。

また、今後も、工事施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては町長の専決により実施をさせていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について議会へご提案をさせていただくということでご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でご説明を終わります。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

6番、佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。説明をいただいたですね、仮復旧工の変更、3番の構造物取壊工の変更の部分で、このメートルというのは間違いはないんですね。こんなに長いんですかね。すみません。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** メートルというのは間違いございません。舗装版にですね、カッターを入れるメートルで、片側1メートルとか片側何メートルとかいうことで、メートルということで間違いはございません。

**○6番（佐野安春君）** はい、わかりました。

**○議長（宮川安明君）** 質疑ありませんか。

4番、鳴瀬議員。

**○4番（鳴瀬美善君）** 一つお尋ねしますけれども、このA3のほうの説明資料3の左下の試掘の標準図ってありますけれども、もう一回確認しますが、左側の図は、3メートルの1メートルというのは、上から見た平面的なものでよかですか。と、右のほうにあるのは、これは断面図ということでいいんですかね。となると、3メートルと1メートルで深さが3メートルあるということでよかったですか。を、掘削したってした場合に、逆に、仮設の矢板なんては検討してみなはったですか。3メートルも直掘りしたときに、崩えるというような恐れはなかったと判断されましたか。これぐらいの深さなら、矢板との検討が必要になりやせんどかと思いましたが。試し掘りでも、崩えはせんだったですか、明り掘りで、矢板打たずに、と思えますけれども。

**○議長（宮川安明君）** 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 掘削につきましては、本管敷設についてもですね、3メートル程度掘削しますので、幅は1メートルで掘削しますので、仮設工の検討は何種類かやっております。その中で、簡易土留め壁の簡易矢板ですね、掘削ができることで確認を得ております。一番安価な工法ですね。また、地下水の上昇によっては、薬液あたりを注入して掘削をする必要が今後も出てくる可能性はあります。鳴瀬議員がご指摘の試掘に対してもですね、簡易土留め矢板で試掘をしておりますので、別に問題はなかったと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今、建設課長が申されたとおりならば、私もそういった工法が妥当かなという思いはありました。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第26号、工事請負契約の変更についてであります。ただいま課長のほうから説明がありましたとおり、変更内容及び変更理由にもありますので、何ら疑義が生じておりませんので、本案に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第26号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第27号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第27号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第27号についてご説明申し上げます。

議案第27号、工事請負契約の変更について。平成30年第2回議会臨時会において議決さ

れた他第3号、安津橋総合運動公園（仮称）サッカーエリア人工芝整備工事のうち、契約金額2億3,112万円を2億3,778万5,806円に変更するものでございます。

平成31年3月28日提出、町長名でございます。

提案理由については、省略させていただきます。

今回の変更請負契約についても、平成30年第2回の臨時議会において、軽微な変更については町長の専決により実施をさせていただくということでご理解をいただいておりますが、先ほどの説明と同様となりますが、平成30年の特定公園整備促進事業交付金の残額329万5,000円を未契約繰越を行うことは、次年度以降の交付金の配分にですね、影響があるということでしたので、現段階での変更契約締結をお願いして繰り越しを行うこととしております。

工事の変更内容についてご説明させていただきます。次のページをお願いいたします。次のページに変更契約の写しを添付しております。

次のページをお願いいたします。説明資料2に基づきまして説明を行います。

本工事の当初契約額は、税込みの2億3,112万円です。今回の設計変更にて、変更契約額は税込みの2億3,778万5,806円となり、666万5,806円の増額となっております。

内容につきましては、今回の設計変更は石灰処理の安定処理の追加となっております。安定処理工を4,050㎡を新たに追加し、変更金額は666万6,000円の増額となります。この人工芝エリア2の人工芝の赤い部分が、今回石灰処理をする部分となっております。

変更の理由といたしましては、施工いたしました2月、3月の悪天候による影響が大きく、施工箇所にも水がたまりなかなか水が抜けなかったということで土砂が軟弱となり、ダンプトラックやバックホウまたは施工機械などの建設機械が走行すると機械の重量で地盤が沈下し、走行性を確認するため試験を行ったところ、建設機械の走行が不可能ということから、人工芝、サッカーエリアのですね、照明柱を設置する箇所について先行して石灰の安定処理を行い、地盤の安定を確保して施工をするものでございます。

次に、工期の変更といたしまして、現行の工期平成30年11月20日から平成31年3月29日を、平成31年9月30日まで変更することとしております。変更の理由といたしましては、照明柱設置工事あたりの管の製作に不測の日数を要し、当該工事の着手が遅れたため、工期を延長しております。

また、この工事につきましても、今後、工事の施工の段階で変更を必要とする場合が生じた場合、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施をさせていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について議会へご提案させていただくということでご理解をいただきますよう、よろしくご願ひいたしたいと申し上げます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくご願ひいたします。

**○議長（宮川安明君）** これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

6番、佐野議員。

**○6番（佐野安春君）** 6番、佐野です。説明によるとですね、河川敷内であるために地盤が水分を含みやすく沈下してしまうということですが、全体として河川敷なわ

けですので、地盤については全体として大丈夫なんですか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 地盤にはですね、問題はありませんけれども、この造成工事を行った際に、平面として盛り土を行って、雨天のため表面水の抜け道がなくなってですね、ずっとたまり水が多かったということで、土砂が軟弱になったということです。造成をしてですね、サッカー、人工芝を張った後は、ちゃんとした水勾配をとりまして両側に側溝を入れますので、竣工後については問題ないと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今回対策をする部分についてはですね、それで地盤については安定する可能性があるかと思うんですけど、この河川敷自体はほかにサッカーエリアと野球エリア、ソフトボールエリア、キャンプエリアと幾つもそういった運動施設のエリアがありますけど、ほかのエリアについては特別対策をしなくても大丈夫なんですね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 野球エリア、それと普通の天然芝のサッカーエリアにつきましてもですね、完成後には勾配をとりますので、水は勾配で低いほうに流れて、脇には側溝がありますので、それを緑川のほうに流出するという計画であります。今回、水がたまったということはですね、途中の盛り土の施工の過程において、平面であったがために水の抜け場所がなかったということが一つの要因となっております。ご心配されますように、野球エリア、ソフトボールエリアについてもですね、ちゃんとした水勾配をとりますので、低い方に水が流れるものと考え、問題はないと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 10番、井芹議員。

○10番（井芹しま子君） かなり広いわけですがけれども、真ん中に側溝が入ってそこに水が流れるということですがけれども、その勾配というのがですね、ちょっとわからないんですけども、あの広さでやっぱり少しずつ勾配をつけるということ自体は、これは特別に何ら問題ないんですか。もうやっぱり水平でなくてもやっぱり水が流れるように勾配をとるとというのがちょっと、そこら辺を少し説明していただけませんか。その横だけなのか、勾配をですね、つけるというのは。どういうふうな水はけのあれというのが、イメージがわからないんです。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 野球場にしてもサッカー場にしてもですね、平面でレベルということはなくですね、どの球場、競技場であってもですね、標準的な、サッカー施設に対しては0.5%だとか、野球場にしてもですね、マウンドからの勾配とか内野の勾配とか、ある程度ですね、そこの競技に応じた標準的な勾配が決まっておりますので、それに応じてですね、今回設計をしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この全体的な工事に関連してなんですけれども、川の法面ですよね、法面側は今芝生です、きれいにされていらっしゃいますけど、あれはやっぱり濁流が流れたりとかするとですね、やっぱり法面が崩れたりというふうな可能性もあるかなというふうに思うんですけれども、そういったことというのはどういうふうに考えていらっしゃるんでしょうか。一点だけちょっとお聞きします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今、井芹議員がおっしゃられました緑川沿いの法面についてはですね、あちらの事業については、国土交通省のかわまちづくり事業のほうでの護岸工事として行われております。今後はうちのほうで占用して管理はしてまいります、災害時にえぐれた場合はですね、国交省のほうで災害事業として取り組んでいただくことになるように協議を行っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。議案第27号、工事請負契約の変更についてでございますけれども、ただいま担当課長のほうから説明がありました。工事をしてみて状況等が悪くて、それを改良するための工事ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第27号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 平成31年第3回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ます。

本日は、ご提案をいたしました案件について、慎重審議の上、原案どおりご議決をいただき誠にありがとうございます。

本日もご議決をいただきました各工事につきましては、早期完成に向け取り組んでまいります。

今後とも町政発展のため特段のご協力とご指導をいただきますよう、心からお願いを申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（宮川安明君）** 本日、可決の工事請負契約の変更2件については、今後の町政執行に万全を期されますことを念じ、これをもって平成31年第3回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

閉会 午後3時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録  
平 成 3 1 年 第 3 回 臨 時 会

平 成 3 1 年 3 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 川 安 明  
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広  
作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー Tel (092) 475-1361

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上 益 城 郡 甲 佐 町 大 字 豊 内 719-4  
電 話 (096) 234-1198